

# 開発行為等に伴う公共施設用地の帰属事務手続きについて

## 1 土地の帰属

### (1) 従前の公共施設に代えて新たな公共施設を設置する場合(都市計画法第40条第1項)

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で佐倉市が所有するものは、開発行為の工事完了公告日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日において佐倉市に帰属します。

### (2) 新設の土地の帰属(都市計画法第40条第2項)

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、上記(1)に該当するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、開発行為の工事完了公告日の翌日において佐倉市に帰属します。

ただし、他の法令により管理者が定められている場合、又は都市計画法第32条の協議により管理者を特定した場合は、当該管理者に帰属します。

## 2 帰属登記手続きの申請

開発許可を受けた者は、工事完了届の提出までに「公共施設の用に供する土地の帰属登記申請書」(別記様式)により、佐倉市長へ帰属登記を申請してください。

佐倉市長は、当該申請により法務局へ帰属登記を嘱託します。

### 【注意事項】

- ① 抵当権等の担保が設定してある場合は、工事完了届の提出までに担保の解除をしておいてください。
- ② 帰属する土地が複数あり、かつ、当該土地の合筆が可能な場合は、事前に合筆登記をして、合筆後の求積図を申請書に添付してください。
- ③ 地目変更の完了後に帰属登記手続きの申請を行ってください。
- ③ 登記原因証明情報兼登記承諾書は、法務局へ提出しますので、印鑑登録をした印鑑で押印してください。  
頁数が2ページ以上にわたる場合は、ページの綴り目に印鑑で契印してください。
- ④ 帰属する土地が多数ある場合や公簿地積と実測面積が異なる場合等については、事前にご相談ください。

お問い合わせ：佐倉市都市部市街地整備課

☎ 043-484-6167